

## ICID 日本国内委員会規約作成について

### 1 . 経緯

昭和 26 年に ICID 日本国内委員会を組織し ICID に加盟（閣議了解）。  
平成 2 年に ICID 技術交流費が予算化されたことを受け、ICID 活動推進委員会を設立。

### 2 . ICID（国際かんがい排水委員会）の位置付け

農林水産省組織令（第 80 条）  
（事業計画課の所掌事務）  
二 国際かんがい排水委員会に関すること。

食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会決定（第 2 条）  
（農業農村整備）部会は、分科会の所掌事務のうち、次に掲げるものとする。  
一 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。

食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会長決定  
国際小委員会：国際かんがい排水委員会の活動に関する事項及び農業農村整備分野の国際協力の推進に関する事項。

### 3 . 国内委員会規約について

平成 12 年に、ICID 本部は、特別委員会を設置し、「国内委員会の強化のためのガイドライン（案）」を作成。平成 16 年モスクワ会議において、国内委員会強化のための規約整備につき、各国に要請があったところ。

そのため、国内委員会会長及び委員の任期、選出方法について規約を整備し明文化することが必要。

なお、ICID 日本国内委員会の規約作成に当たっては、年 2 回行われている活動推進委員会を国内委員会と位置付ける方向で規約を整備。

## 国際かんがい排水委員会日本国内委員会規約（案）

### （所掌事務と名称）

第一条 本委員会は、国際かんがい排水委員会（以下「ICID」という。ICID：International Commission on Irrigation and Drainage）に対応した日本の国内組織とし、国際かんがい排水委員会日本国内委員会（JNC, ICID: Japanese National Committee, ICID）と称する。

### （目的）

第二条 本委員会は、ICIDの諸活動への参画とICID加盟国や関係機関との連携・交流及び積極的な情報発信を通じ、世界のかんがい排水等の技術の向上と食料供給の強化を図ることを目的とする。

### （組織）

第三条 本委員会は、委員長、委員、事務局長、事務局により組織し、ICID活動を行うものとする。

第四条 委員は、かんがい排水の改良発展に関連する分野の有識者のうちから、事務局が推薦し、委員長が任命する。

また、委員は、ICIDの役員、ICID国際執行理事会の委員会・作業部会員等及びICID活動に関連する業務に携わることとする。

第五条 委員の任期は3年とするが、再任は妨げない。

また、参加する委員会、部会等についても同様に見直しを行う。

第六条 本委員会に委員長を置き、委員長は委員のうちから互選する。

### （活動内容）

第七条 本委員会の活動内容は以下のとおりとする

- ・本委員会の活動方針の検討及び運営
- ・ICIDの役員及びICID国際執行理事会の委員会・作業部会員等の推薦
- ・ICID国際執行理事会の委員会・作業部会等の参加及び活動

### （運営）

第八条 国内委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第九条 本委員会に事務局を置き、事務局は農林水産省農村振興局企画部事業計画課に置く。(農林水産省組織令第一章、第三款、第六目、第八十項二に基づく)

(事務局長)

第十条 事務局長は、農林水産省農村振興局企画部事業計画課長とし、本委員会の事務を司る。

(施行期日)

第十一条 本規約は、平成 年 月 日より施行する。